

社会福祉法人 網走福祉協会 役員等規程

(目的)

第1条 この規程は、本法人における理事及び監事（以下役員という）、評議員並びに評議員選任・解任委員の退任、服務、報酬等に関する基本的事項を定めたものである。

(定義)

第2条 報酬は法人と委任関係にある役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員の退任)

第3条 役員が次の事項に該当する場合には退任する。

- (1) 任期満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 解任
- (5) 資格喪失

(理事の責務)

第4条 理事は本法人の目的理念実現のため、事業の決定を行い、それを当該事業に携わる全ての者に知らしめる必要がある。

- 2 目的理念達成のための執行に当たっては、本法人の実績向上、人の和の醸成に努めること。

(機密の保持)

第5条 役員は、本法人の機密を保持し、本法人の不名誉、不利益になる行為言動をしてはならない。

(禁止事項)

第6条 役員は職務上の地位を利用して自己のために取引をなし、または手数料、リベート等を收受してはならない。

(個人的利益の返還)

第7条 役員が職務に関し、不正不当な個人的な利益を得た場合、その利益（金銭にあってはその金額、物品にあっては時価評価額）を返還させるものとする。

(損害賠償)

第8条 役員が故意または過失によって、本法人に損害を発生させた場合には、当該役員にその損害の全部または一部を賠償させるものとする。

- 2 役員が、この規程に違反する行為をして本法人に損害を与えた場合もまた同様とする。

(理事会及び評議委員会並びに評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第9条 理事長を除く理事理事会に出席した時は別表1により1日分の報酬及び実費弁償費（以下報酬等という）を支払うことができる。

- 2 評議員が評議委員会に出席した時は、別表1により1日分の報酬等を支払うことができる。なお、理事長、理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議委員会に出席した時は評議委員会出席にかかる報酬等を支払わないものとする。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任会議に出席した時は、別表1により1日分の報酬等を支払うことができる。なお、評議員選任・解任会議に出席し、かつ同一日に開催された理事会、評議員会に出席した時は理事会、評議員会にかかる報酬等を支払わないものとする。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第10条 理事長の職にあるものには次により報酬を支給する。

(1) 理事長 月額200,000円

(2) 理事長には諸会議における出席報酬は支給しない。

2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2及び別表3により報酬等を支払うことができる。

3 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬等を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第11条 監事が理事会及び評議員会に出席した時は、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席した時は評議員会出席にかかる報酬等を支払わないものとする。また、同日に合わせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬等はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設への指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬等を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第12条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席した時は評議員会出席にかかる報酬を支払わないものとする。また、同日に合わせて苦情対応第三者にかかる業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設にかかる苦情対応の業務に当たった場合は、別表2により報酬等を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第13条 役員及び評議委員等が法人・施設業務(研修含む)のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は社会福祉法人 網走福祉協会 旅費規定により支給するものとする。

3 理事長が業務遂行上、特に必要と認められた経費について、実費を原則として支給でき

る。

4 理事長が実情を考慮し、特に必要と認めた場合、旅費を増額することができる。

5 出張終了後速やかに理事長に対し、出張報告を行わなければならない。

(災害補償)

第 14 条 役員が業務上負傷または罹患した場合には、職員の災害補償に準じ補償を行うものとする。

(福利厚生)

第 15 条 役員の福利厚生については、原則として社会福祉法人 網走福祉協会 就業規則を準用する。

(慶弔見舞)

第 16 条 役員が慶弔見舞に該当するような事項があるときは、別に定める社会福祉法人 網走福祉協会 慶弔規程を適用する。

(適用除外)

第 17 条 施設の職員を兼務する役員は第 9 条から第 16 条の規定を適用しない。

(改正)

第 18 条 本規程の改正は理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 26 年 9 月 1 日より施行する

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 17 日に一部改正し、平成 29 年 1 月 1 日より施行する

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 5 日に一部改正し、平成 30 年 4 月 1 日より施行する

附 則

この規程は、令和 6 年 5 月 29 日に一部改正し、令和 6 年 4 月 1 日より施行する

別表1 理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会の出席報酬等（日額）

名 称	報酬（日額）	実費弁償額（日額）
理事会出席報酬等	10,000円	1,000円
評議員会出席報酬等	10,000円	1,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	10,000円	1,000円
苦情対応第三者委員	10,000円	1,000円

別表2 役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員

名 称	報酬（日額）	実費弁償費（日額）
理事及び評議員業務報酬	10,000円	1,000円
監事監査指導報酬	10,000円	1,000円
評議員選任・解任委員業務報酬等	10,000円	1,000円
苦情対応第三者委員	10,000円	1,000円

別表3 常勤に準ずる役員の定例勤務報酬等（日額）

名 称	報酬（日額）	実費弁償費（日額）	勤 務 形 態
理事	20,000円	1,000円	業務の必要に応じて

別表4 出張旅費（日額）

報酬（日額）	旅費	その他（特に認められた経費）
10,000円	旅費規定に基づき支給	実 費